

河内長野市下水道施設包括的管理業務に関する基本契約書（案）

- 1 業務名 河内長野市下水道施設包括的管理業務
- 2 業務場所 ・大和川下流南部流域関連公共下水道（狭山処理区）（特定環境保全公共下水道（日野地区）及び高瀬地区含む）の区域
・特定環境保全公共下水道（滝畑処理区）の区域
- 3 事業期間 契約締結日の翌日から令和 18 年 3 月 31 日まで

上記の河内長野市下水道施設包括的管理業務について、河内長野市（以下「委託者」という。）及び本件業務の受託者である〇〇共同企業体（以下「受託者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な基本契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者は、別紙の共同企業体協定書により本契約記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

委託者

所在地 河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

名 称 河内長野市上下水道事業

代表者 河内長野市長 西野 修平

受託者

（代表者）

所在地

名 称

代表者

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本契約は、委託者が所管する下水道管路施設及び下水道施設の維持管理に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、委託者と大阪狭山市が連携して 10 年契約で包括的に委託するものであり、下水道施設の機能維持向上、予防保全型維持管理の効率化及び、下水道サービスレベルの向上を図るために必要な基本事項を定めることを目的とする。また、頭書に定める事業期間における受託者の義務を明確化して、各当事者によるその義務の履行を確実にする。

(用語の定義)

第 2 条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。なお、本契約において定義されていない用語については、仕様書(本条第 2 号で定義する。)に従うものとする。

- (1) 「本件業務」とは、河内長野市下水道施設包括的管理業務、即ち、統括管理業務、下水道事業計画等変更業務、日常的維持管理業務(管路施設) 計画的維持管理業務(管路施設) 計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務(管路施設) 改築工事(管路施設) 公共污水ます設置及び改築承諾調査業務、施設維持管理業務、日常的維持管理業務(下水道施設) 運転管理等業務、計画的維持管理業務(下水道施設) 実施設計業務・工事(下水道施設) の総称をいい、その内容は仕様書に記載する。
- (2) 「仕様書」とは、本件業務の履行について委託者と受託者が相互に協力し、本件業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めた、本契約の別紙 1 に定める書面をいう。
- (3) 「改善措置請求」とは、第 19 条第 2 項に基づく請求をいう。
- (4) 「本契約等」とは、本契約、受託者選定要項(本条第 11 号で定義する。)及び技術提案書(本件業務の受託者選定手続きにおいて、受託者が提出した企画提案書及びこれに類する資料をいう。以下同じ。)の総称をいう。
- (5) 「事業期間」とは、頭書第 3 項に定める期間をいう。
- (6) 「履行開始日」とは、令和 8 年 4 月 1 日をいう。
- (7) 「履行期間」とは、履行開始日から履行期間満了日までの期間をいう。
- (8) 「履行期間満了日」とは、令和 18 年 3 月 31 日をいう。
- (9) 「業務移行期間」とは、履行期間の最終 3 ヶ月間をいう。
- (10) 「業務事務所」とは、本件業務を実施する事務所として、仕様書において定められた場所をいう。
- (11) 「業務準備期間」とは、本契約締結日の翌日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- (12) 「受託者選定要項」とは、本件業務に関し、委託者が令和 7 年〇〇月〇〇日に公表した一般公募型提案方式実施要領その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。

- (13)「成果品」とは、仕様書に基づいて受託者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- (14)「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、感染症のパンデミックやそれに伴う緊急事態宣言等の発令に伴う制限、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰することができないもので、委託者及び受託者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害または障害発生防止手段を合理的に期待できない事由をいう。
- (15)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (16)「本件施設」とは、仕様書に示す委託対象地区において委託者が所管する下水道管路施設及び下水道施設全てをいう。
- (17)「業務計画」とは、第 12 条に定める業務計画書の総称をいう。
- (18)「契約金額」とは、第 23 条に定める本件業務の委託料の金額をいう。

(総則)

- 第 3 条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、受託者選定要項及び技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、履行期間中、仕様書に示す本件業務を行うとともに、成果品を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、仕様書の内容に沿って本件業務を実施及び成果品を完成させるため、本件業務に関する指示を受託者又は受託者の統括管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の統括管理責任者は、当該指示に従い本件業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、本契約若しくは受託者選定要項に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議があるときを除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、受託者選定要項に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 8 本契約及び受託者選定要項における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 10 委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(業務の範囲)

第4条 本件業務の範囲は、以下の各号に定める業務及びその他仕様書に定める業務とする。

- (1) 統括管理業務
- (2) 下水道事業計画等変更業務
- (3) 日常的維持管理業務(管路施設)
- (4) 計画的維持管理業務(管路施設)
- (5) 計画策定に必要な管路調査業務
- (6) 実施設計業務(管路施設)
- (7) 改築工事(管路施設)
- (8) 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務
- (9) 施設維持管理業務
- (10) 日常的維持管理業務(下水道施設)
- (11) 運転管理等業務
- (12) 計画的維持管理業務(下水道施設)
- (13) 実施設計業務・工事(下水道施設)

2 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本件業務を行うことができる。

(別途契約事項)

第5条 本契約は、第4条第1項の第2号に示す下水道事業計画等変更業務、第5号に示す計画策定に必要な管路調査業務、第6号に示す実施設計業務(管路施設)、第7号に示す改築工事(管路施設)、第8号に示す公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務、並びに第13号に示す実施設計業務・工事(下水道施設)(以下「別途契約業務」という。)を除いた残りの業務についてのみ、業務の受委託を約する趣旨で締結されるものであり、本契約のうち別途契約業務に関する部分は、法的拘束力を有しないものとする。従って、委託者及び受託者は、別途契約業務に関する詳細(本契約に定められているものを除く。)を別途協議の上、令和8年度から令和17年度までの年度毎に、それぞれの契約を締結する。

(統括管理責任者)

第6条 受託者は、本件業務の統括管理責任者を選任し、委託者に届けなければならない。

2 統括管理責任者は本契約の履行に関し、業務の統括及び管理を行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、第7条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければ

ならない。

（統括管理責任者等に対する措置請求）

第7条 委託者は、統括管理責任者若しくは受託者の使用人又は第53条第2項の規定により受託者から業務を委託され、若しくは請け負った者等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

（履行期間等）

第8条 本件業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

（契約保証金）

第9条 受託者は、本契約の締結と同時に債務不履行により生ずる委託者の損害をてん補するため、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として委託者に納入しなければならない。ただし、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保険証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金を免除する。この場合において、その保険金額は契約金額の100分の10以上とする。

3 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

4 受託者は、本件業務の履行を完了したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金を還付しなければならない。この場合において、契約保証金には利子を付さないものとする。

（優先関係）

第10条 本契約、仕様書、受託者選定要項及び技術提案書との間で矛盾又は齟齬が生じた場合には、この順に優先して適用されるものとする。ただし、技術提案書が仕様書及び受託者選定要項の水準を超えた提案を含む場合には、当該提案部分については、技術提案書が優先するものとする。

（起債・交付金申請への協力）

第11条 受託者は、委託者による本契約にかかる起債及び交付金の申請について、書類作成等への協力を行うものとする。

- 2 受託者の責に帰すべき事由により、受託者が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、受託者は、委託者に対し、当該遅延により委託者に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。）を賠償するものとする。
- 3 前項にかかわらず、委託者が交付金を得られなかった場合、委託者は、第5条に規定する別途契約の全部又は一部を締結しないことができる。この場合において、別途契約を締結しなかったことにより受託者に本件業務に係る増加費用又は損害が生じたときは委託者が負担するものとする。ただし、交付金が不支給となった理由が受託者の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。

第2章 本件業務の準備等

（業務計画書）

- 第12条 受託者は、本契約締結後14日以内に、その費用により、本契約等に定める条件を満たす業務計画書を作成し、委託者に提出し、委託者の確認を得るものとする。
- 2 受託者は、業務計画に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、業務計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画の変更を含む）を求めることができる。
 - 3 受託者が業務計画の変更を希望する場合、受託者は、変更の10日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出し、委託者の確認を得なければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、受託者は、業務準備期間中に、仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

（許認可の取得等）

- 第13条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

（業務準備期間）

- 第14条 受託者は業務準備期間に、委託者から本件業務に関する引継事項を受領するとともに、実施する業務の内容について把握しておかなければならない。
- 2 受託者は、業務準備期間に、履行開始日前に本件業務に関する業務の全部又は一部を受託していた者から、本件業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、業務事務所に備え置くものとする。
 - 3 委託者は、いつでも、業務事務所において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内

容の説明を求めることができる。

- 4 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第3章 本件業務

（本件業務の実施）

第15条 受託者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を実施しなければならない。

（改築の必要性に関する報告）

第16条 本件施設において、施設の改築（「更新」または「長寿命化対策」により、所定の耐用年数を新たに確保することをいい、以下本条において「改築」という。）の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、改築が必要である本件施設の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

（増加費用の負担）

第17条 本件業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が委託者の責めに帰すべき事由による場合（受託者選定要項及び本件施設について委託者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受託者が立証した場合であって、当該齟齬により本件業務に要する費用が増加した場合を含む。）当該増加費用は委託者が負担する。但し、増加費用の発生の防止について、受託者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

- 2 流入水の水量または水質が、仕様書記載の下水道事業計画に定める数値を超える場合の増加費用の負担についても、前項と同様とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、計画的維持管理業務（管路施設）における清掃業務（管路施設）のうち汚泥処分工については、理由の如何を問わず、業務量の変動に伴う費用の増加は受託者の負担とする。

（インセンティブ・報償）

第18条 受託者は、本件業務を遂行するうえで、電気料金その他、管理運営費用の節約に貢献し、その効果を委託者が認定した場合、その貢献度に応じて、費用を還元する。

（改善措置請求）

第19条 第20条に定める検査等の結果、本契約等に従った本件業務が実施されていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じる

ことができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから 10 日以内に改善計画書を委託者に提出し、自らの費用負担及び責任において、委託者の確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行わなければならない。

- 2 委託者は、前項の期間内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

（委託者による本件施設の更新及び補修）

第 19 条の 2 委託者は、業務計画に基づき、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

第 4 章 業務報告等

（委託者による監視、立入検査）

第 20 条 委託者は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、本件業務の実施について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならない。

- 2 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の検査または受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

（業務の報告等）

第 21 条 受託者は、履行期間中、本件業務について、仕様書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

- 2 前項に定める提出書類の様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承諾するところによる。
- 3 委託者は、第 1 項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、本件業務完了時、本件業務について仕様書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

（修繕業務の実施要否及び検査）

第 22 条 委託者及び受託者は、本件施設の個別の箇所についての修繕業務実施の要否を、仕様書に定める基準に従い判定する。ただし、判定が困難な箇所については、別途委託者と受託者とが協議

の上定める。

- 2 受託者は、仕様書に従い、翌年度の計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設））（以下「修繕業務（管路施設）」という。）に関し、修繕事前計画書を各年度 3 月 25 日（履行期間の初年度は、履行開始日）までに、委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、修繕業務（管路施設）又は計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設））（以下「修繕業務（下水道施設）」という。）を実施するにあたり、仕様書に従い、修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。ただし、修繕費用が金 100,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕の場合は、この限りではない。
- 4 受託者は、修繕業務（管路施設）又は修繕業務（下水道施設）を実施するにあたり、各年度における修繕業務（管路施設）又は修繕業務（下水道施設）の支払合計額が、別紙 2 の修繕業務各年度上限額を超過するおそれがあるときは、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合、委託者は、第 40 条第 6 項に基づく指示をすることができる。
- 5 受託者は、修繕業務の実施箇所における修繕業務を完了したときは、修繕完了届を委託者に提出しなければならない。
- 6 委託者は、前項の規定による書面の提出を受けたときは、提出を受けた日から 7 日以内に、本契約等に定めるところにより、当該修繕業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。具体的な検査方法については、別途委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。
- 7 受託者は、修繕業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自らの負担により修補して委託者の検査を受けなければならない。
- 8 受託者が行うべき修繕業務が、受託者が自ら予定している修繕業務の費用の範囲を超えた場合または超える可能性が生じた場合には、受託者はその対応について委託者に対して協議を申し入れることができる。

第 5 章 委託料の支払

（委託料）

第 23 条 本件業務の委託料の金額は金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とし、その内訳は以下のとおりとする。

- (1) 統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設） 計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設）以外） 施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設） 運転管理等業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設）以外）
金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 修繕業務（管路施設）及び修繕業務（下水道施設）
一事業年度あたり別紙 2 の修繕業務各年度上限額に記載の金額を上限とする。
- (3) 下水道事業計画等変更業務、計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務（管路施設） 改

築工事（管路施設） 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務並びに実施設計業務・工事（下水道施設）

別途委託者と受託者とが協議の上、第 5 条に規定する別途契約において定める。

（委託料等の支払）

第 24 条 委託料の支払期日は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 統括管理業務、日常的維持管理業務（管路施設） 計画的維持管理業務（管路施設）（修繕業務（管路施設）以外） 施設維持管理業務、日常的維持管理業務（下水道施設） 運転管理等業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）（修繕業務（下水道施設）以外）に係る委託料
前条第 1 号として定められた委託料の金額を、別途委託者と受託者とが協議の上作成した別紙 3 の委託料支払額予定表に基づいて四半期ごとに支払うものとする。

受託者は、各四半期に行った業務の量及び金額を、当該四半期毎に遅滞なく報告するものとし、委託者は、当該報告を受けてから 10 日以内に報告内容を確認する。

受託者は、委託者が上記の報告内容を確認した日以降に、各四半期の委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。以下本条において同様。）の支払いを委託者に請求する。

委託者は、上記の請求を受けたときは、請求を受けてから 30 日以内（ただし、最終日が銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様。）でない場合、直前の銀行営業日までとする。以下本条において同様。）に、委託料を支払うものとする。

- (2) 修繕業務（管路施設）及び修繕業務（下水道施設）に係る委託料

前条第 2 号の金額の範囲内で支払うものとする。

受託者は、委託者が第 22 条第 6 項の検査を完了した日以降に、委託料の支払いを委託者に請求する。

委託者は、上記の請求を受領したときは、請求受領後 30 日以内に、委託料を支払うものとする。

- (3) 下水道事業計画等変更業務、計画策定に必要な管路調査業務、実施設計業務（管路施設） 改築工事（管路施設） 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務並びに実施設計業務・工事（下水道施設）に係る委託料及び工事請負費

別途委託者と受託者とが協議の上、第 5 条に規定する別途契約において定める。

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更）

第 25 条 委託者又は受託者は、第 23 条第 1 号の委託料について、別紙 4 の定めるところに従い、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、その時点で既に委託者が受託者に対して支払済の委託料については、この限りではない。

第 6 章 その他の受託者の義務

(契約不適合責任)

第 26 条 委託者は、成果品の引渡しを受けた後、修繕業務（部分改築工事含む）の実施箇所における修繕業務が完了した後又は改築工事の実施箇所における改築工事が完了した後において、当該成果品、修繕又は改築工事（以下本条において「成果品等」という。）に契約不適合があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完とともに、損害の賠償を請求することができる。

2 委託者は、受託者が実施した計画的維持管理業務（管路施設）計画策定に必要な管路調査業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）の結果異常がないものと受託者が判断した箇所について、本契約終了後に異常が発見された場合であって、受託者が異常を見落としたことが客観的に明らかであるときは、計画的維持管理業務（管路施設）計画策定に必要な管路調査業務及び計画的維持管理業務（下水道施設）の契約不適合に該当することを理由として、当該異常の見落としに起因して委託者に生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第 1 項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完が無いときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求する事ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求する事ができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(地域住民対応)

第 27 条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本件業務の実施に必要な住民対応（本件業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。

2 受託者は、予め委託者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本件業務を変更することはできない。

3 受託者は、住民対応の結果、本件業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。但し、本件業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

第7章 損害賠償

（損害賠償）

第28条 受託者の本契約の違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者が委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 委託者の本契約の違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（次項に定めるところにより付された保険によりて補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

5 委託者及び受託者は、別紙5に示す保険に加入するものとする。

（責任限度）

第29条 本契約に基づき受託者が委託者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、契約金額の100分の10を上限とする。ただし、受託者の故意または重過失により損害が生じた場合については責任限度を設けない。

第8章 契約終了

（業務移行期間）

第30条 受託者は、仕様書に定めるところに従い、業務移行期間において、本件業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

（期間満了による終了）

第31条 期間満了により本契約が終了した場合、受託者は業務事務所を原状回復のうえ、委託者に明け渡さなければならない。

（委託者による解除）

第32条 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 改善措置請求に正当な理由なく従わない場合。

- (2) 受託者が本契約に基づく業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 第 38 条第 1 項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - (4) 前各号のほか、受託者が本契約に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合。
 - (6) 小切手又は手形の不渡があった場合（ただし、2 号不渡を除く）。
 - (7) 本契約等に基づく本件業務の履行が困難であると合理的に認められる場合。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - (9) 第 34 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項各号の事由の発生により、委託者により本契約が解除された場合、受託者は委託者に対し、違約金を支払わなければならない。違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は 6 か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約

を終了させることができる。ただし、この場合には、委託者は受託者に対し、本契約終了時点までに受託者が本契約履行のために支出した費用相当額を、本契約終了後 30 日以内に補償金として支払うものとする。

- 4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、事業期間が満了するまでに、受託者が受託者選定要項に基づき別途受託する大阪狭山市との間の契約が終了した場合は、委託者は、受託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。この場合に、当該大阪狭山市との契約の終了が受託者の責に帰すべき事由によるものであるときは、第 2 項の規定を準用する。
- 5 第 31 条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（委託者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 3 3 条 前条第 1 項各号に定める場合が委託者の責に帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者による解除）

第 3 4 条 以下のいずれかの事由に該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 委託者が、委託料の支払いを 1 か月以上遅延した場合。
 - (2) 受託者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合。
 - (3) 第 38 条第 2 項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - (4) 委託者が本契約に違反し、受託者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。
- 2 前項により本契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、事業期間が満了するまでに、受託者が受託者選定要項に基づき別途受託する大阪狭山市との間の契約が終了した場合は、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 第 31 条の規定は本条の規定により本契約が終了する場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（受託者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 3 5 条 前条第 1 項各号及び第 3 項に定める場合が受託者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 3 6 条 委託者は、本契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると

認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。
この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下この条において、「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。

（契約不適合責任期間等）

第37条 委託者は、引渡された成果品又は修繕部分若しくは改築工事に関し、成果品の引渡しを受けた日又は修繕業務若しくは改築工事の実施箇所について完了確認がなされた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において、「請求等」という。）をすることができない。ただし、委託者が成果品の引渡しを受けた時点又は修繕業務若しくは改築工事の実施箇所について完了確認をした時点において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各号の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 委託者は、成果品の引渡し又は修繕業務若しくは改築工事の実施箇所について完了検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 第1項の規定は、成果品又は修繕業務若しくは改築工事の目的物の契約不適合が受託者選定要項の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第9章 その他

（表明及び保証）

第38条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 受託者による本件業務の遂行が、受託者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
- (2) 第32条第1項第5号から第8号又は第10号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続または行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起または開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。

2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
- (2) 議会の議決そのほか本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（条件変更等）

第39条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書（委託者が受託者選定の際に提供した本件施設の現況に関する資料等委託者が提供した本件施設に関する資料を含む。本条において、以下に同じ。）に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
- (3) 業務実施上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。
- (4) 仕様書に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者による本件業務の内容の変更)

第40条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日(以下、本条において「変更日」という。)の3ヶ月前までに変更案(委託料に関する部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。)を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、委託者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り(応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容)を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に、前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 委託者が見積りを承認しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1か月以内に成立しない場合(なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。)委託者は変更案の撤回または本契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により本契約が終了した場合、第31条及び第32条第3項ただし書を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。
- 6 前各項の規定に関わらず、委託者は各年度における本契約に基づく受託者への支払額が、当該年度の委託者の予算額を超過するおそれがある場合、受託者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務のうち修繕業務(管路施設)及び修繕業務(下水道管路施設)の実施時期の変更又は修繕業務(管路施設)及び修繕業務(下水道管路施設)の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。

(受託者による本件業務の内容の変更)

第41条 受託者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する日(以下、本条において「変更日」という。)の3ヶ月前までに変更案(委託料に関する部分を含

む。以下、本条において、「変更案」という。)を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(受託者の改善提案)

第42条 受託者は、本件業務について、仕様書に定める業務の水準を低下させることなく、仕様書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

- 2 前項の受託者が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(仕様書の変更等)

第43条 委託者は、自ら若しくは前条による受託者の改善提案により、必要と認める場合は、受託者に対して仕様書の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は、当該指示の受理後14日以内(ただし、第3項の協議が行われる場合には、協議実施後14日以内)に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。

- 2 前項の変更により、受託者が別途受託する大阪狭山市の業務内容に変更が生じる可能性がある場合には、受託者は、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合又は委託者が大阪狭山市と協議の必要性を認める場合には、仕様書の変更の検討のため、委託者、受託者及び大阪狭山市との間で協議を行うものとする。
- 4 委託者は、第1項による検討結果(前項の協議がなされる場合には、協議を踏まえた検討結果)を受理した場合は、当該検討結果に基づいて仕様書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受託者に通知しなければならない。
- 5 変更後の仕様書は、委託者が受託者に通知し、受託者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 6 法令等の変更により、仕様書の内容を変更する必要性が生じたときは、第49条の定めに従うものとする。

(プロフィットシェア)

第44条 前条第4項に基づく仕様書変更により、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分(プロフィット)に応じて委託料を減額するものとする。

- 2 前項において、受託者の委託料の減額については、協議して定めるものとする。ただし、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする(プロフィットシェア)。
- 3 前項の場合において、委託者が大阪狭山市と協議の必要性を認める場合には、委託料の変更について、委託者、受託者及び大阪狭山市との間で協議を行うものとする。

4 第2項により、委託料の減額を行った場合においても、改善提案を行った受託者の責任が回避されるものではない。

(仕様書の変更に伴う増加費用及び損害)

第45条 第43条第4項に基づく仕様書変更により、受託者に増加費用又は損害が生じたときは委託者が負担するものとする。

2 前項において、委託者の負担する額については、協議して定めるものとする。

3 第43条第6項の規定により、乙に増加費用又は損害が生じたときの措置は、第49条の定めに従うものとする。

(任意提案業務)

第46条 受託者は、自らの費用負担及び責任において、本件業務以外の任意の業務(以下「任意提案業務」という。)の実施を委託者に対して提案することができるものとする。

2 前項の任意提案業務により、受託者が別途受託する大阪狭山市の業務に影響が生じる可能性がある場合には、受託者は、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合には、第43条第3項の規定を準用する。

3 委託者は、第1項の提案を承諾する場合、任意提案業務の詳細は、委託者と受託者が協議して書面をもって定めるものとする。

(業務の中止)

第47条 不可抗力により、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(委託料の変更方法等)

第48条 第39条又は第44条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、委託者と受託者が協議して書面をもって定めるものとする。

(不可抗力)

第49条 不可抗力により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。また、不可抗力の発生に伴い、本件業務のうち事故対応業務及

び災害対応業務として実施すべき業務に関して発生した費用は、受託者の負担とする。

- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。
ただし、受託者の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本件業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本件業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの委託料については、本件業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 4 本件施設の損傷により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。本件業務の内容の変更により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。
- 5 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 31 条及び第 32 条第 4 項の規定を準用する。

（法令等の変更）

第 50 条 法令等の変更により、本件業務の実施が著しく困難となった場合または本件業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は次の各号の通りとする。この場合、受託者は、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

（1）本件業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。

（2）本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。

- 2 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受託者は本件業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本件業務の一部が未履行のまま事業期間が満了したときの委託料については、本件業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 3 法令等の変更により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第 31 条及び第 32 条第 4 項の規定を準用する。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受託者に生じた費用については、第 1 項に定めるところによる。

（契約の変更）

第 5 1 条 第 40 条から第 50 条までに定めるものの他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

（契約上の地位の譲渡等）

第 5 2 条 受託者は、委託者の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（再委託）

第 5 3 条 受託者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。また、主要な業務を第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

2 受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。ただし、仕様書に定められた第三者への下請け又は再委託については、委託者に対する届出をすれば足りるものとする。

3 前項に基づき本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責めに帰すべき事由とみなす。

（通知）

第 5 4 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

2 委託者の受託者に対する通知は、委託者の定める方式により受託者が委託者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受託者は速やかに委託者に届け出なければならない。

（著作権の利用等）

第 5 5 条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

2 受託者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第 21 条乃至第 28 条に規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

3 受託者は、委託者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（委託者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作権名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受託者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果品の内容を公表すること。
 - (2) 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 委託者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに関わらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第56条 受託者は、自ら又は著作権者をして、成果品にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第57条 受託者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

- 2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第58条 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報(事業実施計画を含む。)を、第三者に対して開示しないものとする。ただし、委託者又は受託者が、本契約に関連して、当該情報を大阪狭山市に開示する場合はこの限りではない。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、または情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。

- (4) 法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 委託者または受託者の弁護士、公認会計士または税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が書面により承諾した場合。
- (7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果品を開示する場合。
- (8) 第53条第2項の定めに基づいて第三者に本件業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本件業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(河内長野市情報セキュリティポリシーの遵守)

第59条 受託者は、本契約の履行に際し、委託者から別に配布する「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(契約締結費用の負担)

第60条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受託者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第61条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(補足)

第62条 本契約に定めのない事項、又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

別紙 1 仕様書

一般公募型提案方式実施要領別冊 河内長野市下水道施設包括的管理業務要求水準書（共通編）
河内長野市下水道施設包括的管理業務要求水準書（管路編） 河内長野市下水道施設包括的管理業務
要求水準書（施設編）によるものとする。

別紙 2 修繕業務各年度上限額

修繕業務（管路施設）及び修繕業務（下水道施設）にかかる各年度上限額は、次表に示すとおりとする。

表 修繕業務（管路施設） 各年度上限額（消費税及び地方消費税の額込）

	日常的修繕業務（管路施設）	計画的修繕業務（管路施設）
令和 8 年度	9,900 千円	0 円
令和 9 年度	9,900 千円	5,060 千円
令和 10 年度	9,900 千円	0 円
令和 11 年度	9,900 千円	5,060 千円
令和 12 年度	9,900 千円	0 円
令和 13 年度	9,900 千円	5,060 千円
令和 14 年度	9,900 千円	0 円
令和 15 年度	9,900 千円	5,060 千円
令和 16 年度	9,900 千円	0 円
令和 17 年度	9,900 千円	5,060 千円

表 修繕業務（下水道施設） 各年度上限額（消費税及び地方消費税の額込）

施設名	実施年度	実施内容等	上限額
滝畑浄化センター	令和 8 年度	No.1 砂ろ過修繕	7,150 千円
滝畑浄化センター	令和 9 年度	No.2 砂ろ過修繕	7,150 千円
滝畑浄化センター	令和 10 年度	脱臭塔修繕	5,500 千円
高瀬地区集中浄化槽	令和 11 年度	液中膜交換	5,280 千円

	実施年度	上限額（一事業年度）
修繕業務	令和 8 年度から令和 17 年度	8,250 千円

別紙 3 委託料支払額予定表

契約書に定めるところにより、委託者が受託者に履行期間を通じて支払う委託料は、次表に示すとおりとする。

表 委託料支払額予定表

支払対象となる期間		委託料支払額 (円)	うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額 (円)
令和8年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和9年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和10年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和11年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和12年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇

令和13年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和14年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和15年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和16年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇
令和17年度	第1四半期	〇〇	〇〇
	第2四半期	〇〇	〇〇
	第3四半期	〇〇	〇〇
	第4四半期	〇〇	〇〇
	年度計	〇〇	〇〇

1. 著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更

- (1) 物価変動に対応して、契約金額を改定する。
- (2) 別紙 3 委託料支払額予定表を基準に、下表「費用項目の指標」の年度平均値に基づき翌年度の費用を確定する。改定した費用は翌年度以降の委託料支払い額に反映させる。
- (3) 見直しの周期は一事業年度に 1 回とし、令和 7 年 6 月 30 日時点（2 回目以降については、前回改定時の年度平均値）と比べて 1000 分の 15 以上の変動が認められる場合に改定を行う。
- (4) 予想することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は前各号の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- (5) 第 1 号又は前号の場合において、契約金額の変更額については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 60 日以内に協議が整わない場合にあっては、賃金水準若しくは物価水準の変動又はインフレーション若しくはデフレーションの状況を適正に反映する形で契約金額の変更額を委託者が定め、受託者に通知する。
- (6) 前号の協議開始の日については委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 号又は第 3 号の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- (7) 第 2 号に定める費用項目の指標が実態と著しく乖離している場合には、受託者は指標の変更にかかる協議を申し入れることができる。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が可否を判断し、受託者に通知する。

【計算式】

改定後の支払額： $AP_t = AP_x \times (CSPIt-1 / CSPIx-1)$

AP_t = t 年度の各サービス対価

AP_x = 前回改定年度の各費用

$CSPIt$ = t 年度の「企業向けサービス価格指数」等

$CSPIx$ = 前回改定年度の「企業向けサービス価格指数」等

なお、改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表 費用項目の指標

区分	費用	指標
統括管理業務	統括管理業務	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
日常的維持管理業務 （管路施設）	日常的維持管理業務 （管路施設）	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額）
施設維持管理業務	施設維持管理業務	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
日常的維持管理業務 （下水道施設）	日常的維持管理業務 （下水道施設）	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
運転管理等業務	人件費	賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省 ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額
	動力費	国内企業物価指数：日本銀行 ・国内企業物価指数 ・電力・都市ガス・水道
	薬品費	国内企業物価指数：日本銀行 ・国内企業物価指数 ・化学製品（無機化学工業製品）
	委託費 消耗品費 その他	企業向けサービス価格指数：日本銀行 ・企業向けサービス価格指数 ・総平均
	諸経費	国内企業物価指数：日本銀行 ・国内企業物価 ・総平均

別紙 5 保険

(1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 受託者賠償責任保険

(2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 損害保険